

令和5年3月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第3回）議事録

1. 開催日時 令和5年3月17日（金曜日）午後2時35分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（22名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 6 番 富 樫 公 一
4 番 岡 部 五 一 郎	1 7 番 伊 藤 直 子
5 番 佐々木 亨	1 8 番 菅 原 文 克
6 番 小 野 晃 一	1 9 番 佐 藤 秀 孝
7 番 大 瀧 浪 雄	2 0 番 佐 藤 源 樹
8 番 小 松 健	2 1 番 庄 司 和 夫
9 番 小 松 幸 夫	2 2 番 伊 藤 剛
1 0 番 佐 藤 順	2 3 番 吉 尾 麻 美
1 1 番 佐 藤 崇	2 4 番 佐 藤 系 悦

4. 欠席委員（1名）

1 4 番 加 藤 三 敏

5. 議事日程第1号 令和5年3月17日（金曜日） 午後2時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第19号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 5. 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 6. 議案第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第 7. 議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第 8. 議案第23号 農地法第2条第1号の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第 9. 議案第24号 利用状況調査の結果による非農地の判断について

第10. 議案第25号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

第11. 議案第26号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する告示および由利本荘市空地に付随した農地の別段面積取扱基準の廃止について

第12. 議案第27号 令和5年度最適化活動の目標について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長 佐藤 英 樹 次 長 小 松 幸 月

主 査	齋 藤 身 子	農政班長	小 松 貢 治
農地班長	二 見 真 之	主 査	佐々木 崇 嗣
主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩
主事(由利庶務班)	阿 部 健 大	主任(大内庶務班)	松 永 希
主事(東由利庶務班)	遠 藤 龍 介	班長(西目庶務班)	千 葉 博 喜
主事(鳥海庶務班)	木 内 駿 佑		

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

10番 佐 藤 順

11番 佐 藤 崇

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年3月1日公示招集されました、令和5年第3回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中22名であります。

14番加藤三敏委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第19号から議案第27号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、10番佐藤順委員、11番佐藤崇委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第19号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第19号について議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第19号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第19号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第20号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第20号について議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第20号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第20号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第21号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明す

る。)

○議長

議案第21号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第21号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第21号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。
お諮りいたします。議案第21号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第22号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第22号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第22号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第22号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第22号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第23号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は山林に近接しており、約10年以上前から耕作しておらず、草木が自然派生し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第23号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、22番伊藤剛委員。

○22番・伊藤剛委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

議案第23号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第23号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第24号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、取り扱い177件について、令和4年度の農地パトロールで、再生利用が困難と見込まれる農地として確認、2月に開催した農地パトロール推進会議においても、速やかに総会で非農地判断をすると報告。いずれも農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第24号の説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和5年2月に開催した令和4年度第2回農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第24号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【13番・佐々木知榮委員手を挙げる】

○議長

13番佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

13番佐々木です。23号は本人から申請があったものですが、24号については利用状況調査により判断しているもので、承認されれば個人は改めて地目変更など申請しなくてもいいのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

このたびの案件は申請があってというのではなく、パトロールによる非農地判断という形になりますが、通常非農地証明と同様に、非農地通知書を発出する形になります。地目変更登記につきましては、地権者、あるいは権利者、また未相続の方でも法定相続人であれば、地目変更の申請登記はできることになり、権利者の方で直接法務局で地目変更の登記変更の手続きをしていただく必要があります。ですので、今回、非農地判断したからといって地目登記が変わるというわけではありません。よろしくお願ひします。

○議長

13番佐々木知榮委員、よろしいでしょうか。

○13番・佐々木知榮委員

個人で申請すれば登記は変更できるということですね。

○事務局

通常登記地目変更農地であれば農業委員会の非農地である許可の証明処理が必要となり

ますのでそれに対応した非農地通知書を発出します。それをもって地目変更登記ができるようになります。

○13番・佐々木知榮委員
わかりました。

○議長
他にございませんか。

【21番・庄司和夫委員手を挙げる】

○議長
21番庄司和夫委員。

○21番・庄司和夫委員
21番庄司です。パトロールで歩いた時に、非農地にしてほしいという人の土地は非農地としてこちらであげた方がいいのか。それとも本人が申請しなければダメでしょうか。

○議長
事務局。

○事務局
通常の非農地判断となりますと地目が農地の部分について荒れているので地目変更したいので、農地でないと確認してもらいたいと相談が来た後で、申請を受けるという形になるかと思えます。相談時点で判断がつかないようなものにつきましては、例えば農地パトロールの対象農地に含めて委員さんにしっかり確認してもらっていただいた上で判断してもらおうというような手法で農地パトロールの対象に入れてもらって非農地化を進めるということもあります。場合によっては事務局または庶務班に非農地の相談に行くと思えますが、誰が見ても非農地であれば委員が非農地判断し、総会でも認められると想定して申請を受けますが、判断がつかないものにつきましては、やはり委員の目が重要になりますので、そういった場合は農地パトロールの対象としていただき、直に委員さんに判断していただくという形で進めることもありますので、相談で受けた現況によっては直接申請ではなく農地パトロールでお願いします。

○21番・庄司和夫委員
毎年同じ場所を回ることになるので、本人には申請をお願いして、判断は事務局をお願いした方がいいのかなど。委員では判断できないので。

○事務局
基本的に農地パトロールは荒廃具合の進んでいる農地を洗い出して、適宜、耕作再開の指導ですとか、荒廃の程度がひどいと非農地判断という措置になるかと思えますが、毎年同じところを見るということは、その時点で非農地判断されていない認識になります。

○21番・庄司和夫委員
毎年荒れて農道も歩けなくなっている。本人から質問された時は、事務局に言ってくださいと言っているのだが。

○事務局

事務局に相談してもらってもいいですし、パトロールの際にまわられた委員さんが非農地の判断ができるというのであれば非農地として、今回のように本人の申請がなく非農地とする手法もありますが、まずは事務局、庶務班に相談していただければよろしいかと思えます。

○21番・庄司和夫委員

はい、わかりました。

○議長

庄司委員さんいいですか。

○21番・庄司和夫委員

はい。

○議長

他にございませんか。

暫時休憩いたします。

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第24号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10、議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、面積、変更事由、除外申請であることを説明する。)

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。はじめに、対図番号「本1」から「本5」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課

(対図番号「本1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、

面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外地の必要性及び代替性の有無、用地選定、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、担い手の農地利用集積への支障はないこと、市道及び水路を整備による影響、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

(対図番号「本2」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外地の必要性及び代替性の有無、用地選定、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また、農作業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、担い手の農地利用集積への支障はないこと、土砂流出、汚水、生活雑排水、用地造成、資材の積み上げなど申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

(対図番号「本3」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外地の必要性及び代替性の有無、造成計画、用地選定、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また担い手の農地利用集積への支障はないこと、土砂流出、汚水、生活雑排水など申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

(対図番号「本4」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外地の必要性及び代替性の有無、造成計画、用地選定、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、担い手の農地利用集積への支障はないこと、土砂流出、汚水、生活雑排水など申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

(対図番号「本5」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外地の必要性及び代替性の有無、除外地の規模の妥当性、用地選定、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないこと、新たな用地造成は行わず、汚水、生活雑排水など申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、対図番号「矢1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○事務局

(対図番号「矢1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外地の必要性及び代替性の有無、除外地の規模の妥当性、用地選定、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また申請地は休耕地であり農用地の集団化、作業効率化に支障を及ぼすおそれはないこと、雨水など申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、対図番号「大1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○事務局

(対図番号「大1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由等を説明。さらに申請地はすでに整地されて宅地へと転用されているが、農業振興地域の整備に関する法律及び、農地法を遵守する旨の誓約書が書面で提出されていることを補足説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外地の必要性及び代替性の有無、用地選定、申請地以外の土地をもって代えることが困難であることを説明。また申請地が農用地の集団化、作業効率化に支障を及ぼすおそれはないこと、汚水、生活雑排水、雨水など申請地の周辺状況により、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと認められることから、申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、対図番号「西1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○事務局

(対図番号「西1」について、由利本荘農業振興地域整備計画変更案に基づき、申請地、地目、面積、変更事由、変更理由、また申請地が農地ではないが農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を聴く理由について説明。申請地が農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の各要件にあたるかについて、除外地の必要性及び代替性の有無、規模、農業の効率化及びその他の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、農用地の集団化、作業効率化に支障を及ぼすおそれはないことを説明。また県営草地開発事業が行われたが、工事完了後8年以上経過していることなど申請地の周辺状況から農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の全ての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

対図番号「本1」から「西1」までの説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

最初に、対図番号「本1」から「本5」のご報告をお願いします。

調査員、7番大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(対図番号「本1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、周辺農地に係る農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

(対図番号「本2」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、周辺農地に係る農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

(対図番号「本3」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、周辺農地に係る農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

(対図番号「本4」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、周辺農地に係る農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

(対図番号「本5」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、周辺農地に係る農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「矢1」のご報告をお願いします。

調査員、2番畑山留美子委員。

○2番・畑山留美子委員

(対図番号「矢1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、周辺農地に係る農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「大1」のご報告をお願いします。

調査員、5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

(対図番号「大1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、周辺農地に係る農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「西1」のご報告をお願いします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1 番・齋藤誠委員

(対函番号「西1」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況については、周辺農地に係る農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

続いて事務局より農地法に基づく説明を求めます

○事務局

(農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としていることから、農地法の規定による農地区分の立地基準について、次の通り説明した。

対函番号「本1」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当すると見込まれる。

対函番号「本2」は、第3種農地と判断され、原則許可となる。

対函番号「本3」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると見込まれる。

対函番号「本4」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行令第4条第2号ハ農地法施行規則第35条第5号の不許可の例外である、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下)に該当すると見込まれる。

対函番号「本5」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると見込まれる。

対函番号「矢1」は、第1種農地と判断されるが、農地法施行令第4条第2号ハ農地法施行規則第35条第5号の不許可の例外である、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下)に該当すると見込まれる。

対函番号「大1」は、第2種農地と判断されるが、第2種農地は第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地若しくは農地以外の土地に代替地がない場合しか許可できないが、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると見込まれる。申請地はすでに整備済みであるため転用申請の際は追認案件として受理する予定となる。

以上から、除外申請のあった5件は、今後、農地転用申請がされた場合、立地基準上は許可相当と見込まれ、由利本荘農業振興地域整備計画の変更案は、妥当と考えることを説明した。)

○議長

ただいまの議案第25号の事務局説明および現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【11番・佐藤崇委員手を挙げる】

○議長

11番佐藤崇委員。

○11番・佐藤崇委員

11番佐藤です。本1の件です。私も使う時があるのですが、耳の残るような曲が流れると思います。学校の近くですので外に音が漏れないなどの対策はきちんと講じてもらわなければいけないと思いますが、そのあたりの確認は取れているでしょうか。

○議長

農業振興課

○市農業振興課

ただいまの質問についてお答えいたします。

それに関する確認はしておりませんでしたので、事業所の確認をして対策を取られることを要望していきたいと思います。

○議長

佐藤委員さんよろしいでしょうか。

○11番・佐藤崇委員

お願いします。

○議長

他にございませんか。

【2番・畑山留美子委員手を挙げる】

○議長

2番畑山留美子委員。

○2番・畑山留美子委員

2番畑山です。風力発電の建て替えですが、既設の施設は何年くらいで建て替えになったのか確認したいのですが、分かる範囲で教えてください。

○議長

事務局。

○事務局

ただいまの質問にお答えいたします。20年ほどと思います。

○議長

畑山委員、よろしいでしょうか。

○2番・畑山留美子委員

はい。

○議長

他にございませんか。
暫時休憩いたします。

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
他に皆さんからご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第25号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします

【市農業振興課担当者退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第11、議案第26号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する告示および由利本荘市空き家に付随した農地の別段面積取扱基準の廃止について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書29ページ、また別途お配りしております議案第26号資料をご覧ください。

農地法では農地を農地として活用する際の権利移転、権利設定の許可要件を第3条で定めております。その中の「下限面積要件」については、農地法施行規則の基準に従い農業委員会が定め公示した場合はその面積とされていることから、現在本市では別段の面積として20a、また空き家に付随した農地については1aを設定しているところです。

この下限面積要件について、先般成立した「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により農地法から削除されることとなり、法律施行日である令和5年4月1日以降、別段の面積についてもその効力を失うこととなります。これに合わせて、国からは農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、各公示の廃止手続を行うよう指示がございましたので、本総会において別段の面積を定める告示を廃止しようとするものです。あわせて、空き家に付随した農地の別段の面積も効力を失うことから、その取扱基準を廃止しようとするものです。

以上です。

○議長

議案第26号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第26号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第27号「令和5年度最適化活動の目標について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

先ほどの全員協議会資料3-2、令和5年度最適化活動の目標の設定案ですが、この目標設定をもって令和5年度最適化活動の目標とすることについてご審議をお願いいたします。

○議長

議案第27号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

お諮りいたします。議案第27号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時18分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐 藤 順

議事録署名委員 佐 藤 崇